

平成24年度 第2回西宮市都市計画審議会

【平成25年1月16日(水) 10:00~11:00】

* 会議録等詳細をご覧になりたい方は、情報公開課で公文書公開請求なしに自由に閲覧ができます。

議案第1号	阪神間都市計画臨港地区の変更(兵庫県決定)について【諮問】
審議結果	本案をもって都市計画の手続きを進めることを承認する。
主な質問 意見等	<p>・今回の分区案について説明してほしい。また、無分区を今後どうするかを説明してほしい。</p> <p><当局回答> 今回の分区案は主に公共ふ頭等を新たに指定している。既に土地利用されているところについては、今後望ましい用途になるよう誘導していく。</p> <p>無分区のヵ所については、民有地も多く、時間もかかることから、ひととおり見直しが終わったのちに、整理していくと県から聞いている。</p> <p>・案では甲子園地区で新たに追加の分区指定がされており、その中で商港区に分区指定されているところもあるが、この分区指定された場合の構築物等の規制等とは何か。</p> <p><当局回答> 分区指定については、県の条例の中で建築可能な構築物の例示があり、商港区では荷さばき施設、港湾の運送事業や倉庫業等の用途のものが建築可能である。</p>

報告第1号	生産緑地地区の追加指定について【報告】
審議結果	内容については了承という意見で、市長に答申を行う。
主な質問 意見等	<p>・平成7年と平成16年に追加指定がされているが、追加指定の申出があったのはこの年だけか。</p> <p><当局回答> 生産緑地の追加指定は募集広報を行い、その後に指定の申出を受け付けるもので、毎年申出を受け付けているものではない。</p> <p>・都市計画事業で、農地が集まっているところを一団のものとして残していくというようなことは考えられないか。</p> <p><当局回答> 小規模な区画整理事業において、農地を含む場合には、そのような取り組みも可能ではないかと考えている。</p> <p>・農業委員会と連携し、追加指定について検討していくとのことであるが、農業委員会の活動の内容を教えてください。</p> <p><当局回答> 農業委員会は、行政委員会のひとつで、農業者の利益のための活動を行っている。</p> <p>具体的には、農地転用、農地の権利移動の届出の受理や遊休農地の耕作指導、農地の貸借の仲立</p>

ち等を行っている。

・生産緑地地区は、30年間たたなければ、買取り申出ができないとの制限があるが、生産緑地地区の面積が毎年減っていくのはなぜか。

<当局回答>

指定から30年経過しない場合でも、主たる従事者が死亡した場合や故障等により農業に従事できない場合には買取り申出をすることができ、生産緑地が毎年減っているのはそのような理由のためである。

・生産緑地を指定する場合、面積要件として500平米以上とあるが、飛び地でも合算で認められるか。

<当局回答>

筆は分かれていても、一団の土地であれば指定は可能であるが、全く離れている飛び地を合算し、指定することはできない。

・生産緑地の指定に関して、面積要件だけではなく、幹線道路沿いであれば沿道利用を優先する等都市計画として何らかの方向性をもっているか。

<当局回答>

地域によって指定の可否の区別は行っていないが、高密度な土地利用を推進する地域では考える必要がある。